

# 亀岡市学校給食用米飯委託業務仕様書

## 1 業務内容

亀岡産オーガニック米及び亀岡産キヌヒカリ 1 等米を通年使用することとし、その調達、精米、炊飯を行い亀岡市立小学校 14 校と義務教育学校（前期）2 校（令和 9 年度 9 月からは、育親学園が自校給食となるため、義務教育学校前期 2 校が 1 校となる予定）及び学校給食センターに飯缶を配送及び回収し、翌日の準備作業を行うこととする。

亀岡市立 14 小学校と義務教育学校（前期）2 校は別添資料 1 のとおり

## 2 配送及び回収時間

午前 6 時 00 分から 11 時 00 分までに飯缶の配送を完了すること。

ただし、児童の登校時間帯（午前 7 時 30 分～8 時 30 分）の配送は絶対に避けること。

午後 1 時 30 分から 4 時 30 分までに、全ての飯缶を回収すること。

## 3 食数

約 4,600 食/日（児童、教職員、検食、保存食、学校給食センター）

## 4 飯缶等

飯缶には必ず指定する米飯紙（ライスパック）を使用し、荷造りバンド 2 本で結束すること。

また、飯缶の側面にはシール等の貼付により、納品日・学校名・学年・学級・人数・米飯量を明記すること。

## 5 納品書

毎日、学校ごとに納品書 1 枚を作成すること。

〈納品先（学校名）・納品日・1 人当たりの精米量区分の人数・飯缶数・受注者・納品業者名を明記〉

## 6 業務手順（流れ）

※炊飯までに異物検出機による異物の取り除きを、最低2回以上実施すること。

- ① 玄米の購入 ⇒⇒ 亀岡産のオーガニック米を使用することとし、不足が生じた場合は、亀岡産キヌヒカリ1等米を使用する  
当該年産米の使用は、12月1日からとする。
- ② 玄米を精米する。（無洗米または白米）
- ③ 精米後の米を炊飯までに目視点検して、異物を取り除くこと。
- ④ 炊飯する。米の炊飯に関して、添加物は一切入れないこととする。
- ⑤ 米飯紙（ライスパック）を敷く。
- ⑥ 学級毎の人数分の米飯量を各飯缶に入れる。
- ⑦ 飯缶毎に荷造りバンド2本で結束する。
- ⑧ 学校へ米飯を納品する。
- ⑨ 当日中に飯缶を回収する。
- ⑩ 次回の配送準備を行う。

## 7 1週間の主食の内容

| 曜日 | 月                 | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  |
|----|-------------------|----|----|----|----|----|----|
| 種類 | 米飯                | 米飯 | 米飯 | パン | 米飯 | -- | -- |
| 備考 | ※ 春、夏、冬休みの期間は給食なし |    |    |    |    |    |    |
|    | ※ 土、日曜日、祝、休日は給食なし |    |    |    |    |    |    |

## 8 年間米飯・パン納品日数（参考：令和8年度の状況）

|             | 期 間         | 期間中の日数 | 米飯   | パン  |
|-------------|-------------|--------|------|-----|
| 給食期間<br>の内訳 | 4月15日～7月15日 | 62日    | 49日  | 13日 |
|             | 9月2日～12月22日 | 74日    | 58日  | 16日 |
|             | 1月12日～3月18日 | 46日    | 37日  | 9日  |
| 合 計         |             | 182日   | 144日 | 38日 |

※ 毎週木曜日は主食がパンの日です。

※ 全校でオーガニック米給食となり、市が提供するオーガニック米を使

用すること。不足が生じた場合は、亀岡産キヌヒカリ一等米を使用すること。

## 9 各学年の米（精米後）の使用量（通常、減量）

### ① 1食あたりの精米（無洗米）使用量（令和8年度使用中）

| 学年            | 区分 | 1     | 2     | 3     | 4     | 5     | 6・職員  |
|---------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 精米使用量(g)      | 通常 | 68.60 | 68.60 | 78.40 | 78.40 | 88.20 | 88.20 |
|               | 減量 | 58.80 | 58.80 | 68.60 | 68.60 | 78.40 | 78.40 |
| ※通常と減量米飯の差(g) |    | 9.80  | 9.80  | 9.80  | 9.80  | 9.80  | 9.80  |

### ② 参考 精米（白米）使用量

| 学年            | 区分 | 1     | 2     | 3     | 4     | 5     | 6・職員  |
|---------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 精米使用量(g)      | 通常 | 70.00 | 70.00 | 80.00 | 80.00 | 90.00 | 90.00 |
|               | 減量 | 60.00 | 60.00 | 70.00 | 70.00 | 80.00 | 80.00 |
| ※通常と減量米飯の差(g) |    | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 |

③ 複式献立方式〈1日に2種類の献立を提供する（A献立・B献立）〉のため、同じ日であっても学校ごとに精米使用量が通常または減量に区分されることがある。

### ④ 各校の学年ごとのクラス数とその合計

参考：別添資料2（令和8年7月の内の1日分の各学校・学年・学級の人数表）

## 10 食数変更の条件

### ① 気象警報発令時の場合

午前9時現在、亀岡市に暴風警報・大雨警報・洪水警報などの気象警報が発表されている場合は、全校が臨時休校となるため既に配送した米飯については、受注者が回収し廃棄処分することとする。その廃棄費用については、発注者と受注者とで折半する。

### ② 学級閉鎖の場合

前日の午後3時までに翌日の米飯の停止を指示した場合は、炊飯を止め配送しないこと。この場合、米飯代は支払わないこととする。

### ③ 少数の食数変更

日々、児童が欠席や学校行事等により各学校・学年・学級・日毎に人数変動がある。したがって、週2回の食数変更（別添資料3）に基づいて人数を確定し、毎週月曜日と木曜日の午後5時までにFAX等で通知する。

ただし、月曜日が祝日等の場合は前週の金曜日、木曜日が祝日等の場合は前日の水曜日とする。

#### 11 異物混入時の対応

異物混入があった場合は、当日に回収し検査対応をすることとし、結果の速報を2日以内に学校給食センターに行い、最終報告についても速やかに書面で提出することとする。また、それ以降の対応策についても検討し改善を図ること。

#### 12 異物混入時の代替食品の提供

- ① 異物混入があった時、学級・学年・学校・釜単位毎等に喫食を中止する場合もある。そのため、釜単位で喫食を中止する場合は、釜単位の飯缶への配缶確認表を作成すること。喫食中止の時は、学校給食センターが代替食品を提供することとしている。炊飯業者に起因する異物混入があった場合は、提供した代替食品相当額を学校給食センターへ実費弁償すること。
- ② 炊飯業者に起因する異物混入で学校給食センターが炊飯の停止を指示した場合、代替の炊飯業者または炊飯レーンを確保し、翌日以降の米飯の提供に支障が無いように対応すること。

#### 13 米飯価格について

- ① 1食当たりの米飯見積価格と内訳額について

見積価格は、玄米価格・精米価格・炊飯価格（米飯紙・荷造りバンド含む）・配送及び回収額・その他の計を米飯価格とし、次の4区分の合計額を比較し、最も低い業者を価格の最高評価とする。

- ① 1年・2年減量

- ② 1年・2年通常（3年・4年減量）
- ③ 3年・4年通常（5年・6年・職員減量）
- ④ 5年・6年・職員通常

② 契約金額及び支払について

契約金額は、①～④の金額とし単価契約とする。月々の請求については各区分（①～④）の単価に納品数を乗じ、①～④の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を請求金額とする。また、支払については、納品月の翌月上旬に学校給食センターが各学校へ給食費の請求を行うことから、その翌月に支払うこととする。ただし、給食費の納入状況により支払月は若干遅延することがある。

③ 委託期間及び価格の改定について

価格改定は年1回12月1日（サイクル12月～11月分）とし、亀岡産キヌヒカリの当該年産米1等米の買い取り価格を前年産米と比較し、発注者と受注者間で協議のうえ玄米価格と精米価格のみの改定を行う。

炊飯価格（米飯紙、荷造りバンド含む）・配送及び回収額・その他については1年9ヶ月間変更しないことを基本とする。ただし、特に協議が必要な事項が発生した場合は、発注者と受注者間で調整し決定することとする。

## 14 契約について

原則、契約については1年9ヶ月間の長期継続契約とするが、受注者において重大な異物混入等があった場合は契約期間中でも契約を打ち切ることができる。

## 15 その他

- ① 従業員の衛生教育・指導等を適宜実施し、衛生管理意識の向上を行うこと。
- ② 配送時は衛生管理に十分注意し、飯缶内及び底部・側面部・上部に汚れがつかないように配慮すること。
- ③ 衛生管理上、靴等は配送車の荷台用とその用途以外用の二足制とするとともに、配膳室への入室時にも専用の靴等に履き替える二足制とする

こと。

- ④ 配送時間については、気象による道路状況や道路の交通混雑等にかかわらず、いかなる場合も仕様書のとおりとする。
- ⑤ 配送車を離れる場合は、必ず配送車に施錠をすること。
- ⑥ 配送時には、学校の配膳室に常備している「学校直送品記録表」に納入時間等を記入すること。
- ⑦ 配送・回収業務を他の業者に委託する場合は、配送・回収ともに飯缶のみを積載することとし他のものを混載しないこと。また、交通ルール等の順守について指導徹底すること。
- ⑧ 当該年産米の使用は、12月1日からとすること。
- ⑨ 米飯の炊き上がり重量は、飯缶毎に100g単位に切り上げて納品すること。
- ⑩ 各学校の教職員用飯缶及び学校給食センターの飯缶には、有事の際の対応食として、米飯を増量（5・6年生の量で2人分）する。なお、切り上げ分及び増量分については、請求除外とすること。
- ⑪ 学校給食センターの精米量は、通年Bコースとすること。
- ⑫ 飯缶毎に米飯紙（ライスパック）を敷き、荷造りバンド2本で結束して納品すること。
- ⑬ 毎年12月に1回、配送された米飯の抜き取りを行い、学校給食センターが指定する項目の残留農薬検査を実施し、検査結果を書面により報告すること。
- ⑭ 委託業者の決定については、見積金額・衛生面の対応・異物混入防止と除去対策・配送及び回収計画などを総合的に比較し判断することとする。
- ⑮ 毎月月末には、学校給食センターへその月の総額を請求するとともに、各学校別・1人当たりの各精米量区分の納品数の内訳を一覧表にして添付すること。
- ⑯ 受注者は、納品時に使用する警備カード及び施設の鍵を委託業務の遂行以外に使用してはならない。
- ⑰ 受注者は、納品時に使用する警備カード及び施設の鍵を発注者から借受し、委託業務満了日に返却しなければならない。